

3 平成27年度の県内の健康危機管理状況と衛生研究所の動き

衛生研究所は、健康危機管理に対する埼玉県の科学的・技術的中核機関として重要な役割を担っている。

平成27年度の健康被害事例等に関連した特徴的な出来事や衛生研究所の果たした主な役割等としては、以下のようなのがあった。

○ 県内での食中毒発生状況（さいたま市、川崎市、越谷市を除く）

平成27年度において食中毒は、23件発生した。

病因物質は微生物によるものが18事例、寄生虫によるものが1事例。植物性自然毒によるものが3事例、ヒスタミンによるものが1事例であった。

微生物事例の内訳は、ノロウイルスによるものが11事例、カンピロバクターによるものが6事例、ウエルシュ菌によるものが1事例であった。

カンピロバクターによる6事例では、患者らは飲食店で焼肉や加熱不十分な鶏肉類を喫食していた。カンピロバクターは生の鶏肉やレバーを汚染していることが多く、食中毒防止のためには、食肉や鶏肉の調理は十分な加熱が重要である。

ウエルシュ菌による1事例は、大量調理されたアサリの吸い物が原因で障害者福祉施設の利用者等23名が下痢等の症状を呈した。

細菌性食中毒18事例に由来する58検体について、整備された最新機器を使用して遺伝子増幅法による検査を行ったところ、従来からの培養法による検査と同様な結果が迅速に得られた。

ノロウイルスによる事例は、冬季から初春にかけて飲食店や仕出し弁当店で発生し、多くの事例で食事を提供した施設従事者からも同ウイルスが検出されている。

ウイルス性食中毒の発生防止には、食品取扱従事者らの衛生教育が重要な対策である。

寄生虫による事例は、魚介類販売店で調理したサンマのお造りがアニサキスに汚染されていたため発生した。

植物性自然毒による事例は患者らが自ら採取した野草を有毒とは認識せずに、誤って摂取したことによる。植物性自然毒による食中毒は例年に比べ多い傾向がみられた。

○ 中東呼吸器症候群（MERS）患者発生への対応

平成26年5月に始まった韓国におけるMERS患者発生は、診断の遅れや医療機関における院内感染対策の不徹底により、医療従事者や患者間の二次感染という形で拡大した。この事態に対応し、6月に「厚生労働省はMERS疑い患者が発生した場合の対応フロー」を、7月には「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者

搬送における感染対策」及び「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者に対する院内感染対策」を発出し、疑い患者発生時の対応を強化した。

県では患者確認早期から厚生労働省等関係機関との連携を図り、医療機関に対し、MERSが疑われる症例について検査の実施を検討するよう注意を喚起した。

衛生研究所では、MERS疑い患者発生時の検査体制を再確認し、また、国立感染症研究所への検体搬送体制を整備した。

○ 西アフリカにおけるエボラ出血熱患者発生への対応

世界保健機構（WHO）は平成26年8月8日、西アフリカにおけるエボラ出血熱患者発生について緊急事態を宣言した。同時期に厚生労働省は8月4日までに1,711名の患者（内死亡932名）発生がある旨の情報提供を行ったが、平成28年1月20日現在、疑い例を含めて28,638人が発症し、11,316人が死亡という事態となった。WHOの終息宣言後も再燃するなど、未だ完全に鎮静化していない状態である。

衛生研究所では、感染症患者隔離病棟を持つ第一種感染症指定医療機関に配備している検体搬送のための器具類を点検、交換し、また、当該医療機関担当者と検体採取及び検体搬送について再度手順の確認をした。所内では迅速な対応を実施するための検体搬送体制を維持した。

○ 腸管出血性大腸菌感染症への対応

平成27年に県内に届出られた腸管出血性大腸菌感染症の報告数は167件と昨年の265件を下回った。

県内の患者の届出は、昨年までと同様に6月から増加が始まり、7月に入り近隣自治体では学校、飲食店における集団感染事例の報告が相次ぎ、県内においても8月に入り学童保育利用者を中心とした集団感染事例が確認された。

当所では、患者から分離された菌株を積極的に収集し、菌の遺伝子解析等の方法により、分離株間の関連性を評価した。

また、保健所が実施した喫食歴等の調査結果を積極的に収集し、分離株の遺伝子検査結果と併せて患者間の関連性を解析した。

これらの結果情報について、県内保健所等関係機関へ11回報告した。

○ 感染症研修の見直し

感染症に関する研修会は、県内福祉関係機関の研修へ講師派遣を行ったほか、養護教員を対象とした研修を行

い学校保健との連携を図った。また、保健所等職員を対象とした情報センター研修会では、個別のテーマについて少人数での研修(個別研修)を取り入れ、研修会を開催した。

- さいたま市、川越市、越谷市との連携
基幹感染症情報センターとして、さいたま市、川越市、越谷市との連携協議の担当者会議を行った。(27.12.14)

- 市町村定期予防接種状況調査
県内で実施された定期予防接種の接種状況を把握するために、県内市町村で実施された接種状況を調査した。調査結果は、市町村及び保健所等関係機関へ報告した。

- 食品の安全確保について
国では検疫所において輸入食品について検査を実施している。各自治体は重点項目を定め、独自に計画的な取組検査を実施している。

また、過去に起こった食品への農薬混入事件等により、県民の食の安全・安心に対する関心は高く、様々な相談が保健所等へ寄せられている。

埼玉県では県民の方からの要望、過去の違反状況、危害度等を総合的に検討して検査予定数、項目等を設定している。特に、埼玉県内産農産物が安全・安心であることを発信するために、平成26年度から残留農薬のスクリーニング検査を実施している。平成27年度も一層の農薬の適正使用を徹底した。

衛生研究所では、残留農薬150項目について検査を実施し、農薬の適正使用の指導に役立った。そのほか、国内で使用が認められている食品添加物、認められていない指定外添加物について、輸入・国産のさまざまな加工食品について検査を行った。

魚介類、鶏卵、ハチミツ及び輸入食肉について過去の違反事例等を考慮した項目について検査を実施した。

遺伝子組換え食品及びアレルギー物質含有食品については、特に県民の関心が高く、継続的な検査を実施した。

- 植物性自然毒による食中毒の未然防止と被害拡大防止について

植物性及び動物性自然毒は毎年、全国的にも中毒事故が発生し厚生省ホームページで自然毒のリスクプロファイル等を公表し、注意喚起している。

県内でも毎年、数件の中毒事故が発生し、「コバトン食の安心かわら版」などの広報媒体や県政出前講座等によりタイムリーに情報を発信し、注意喚起を行っている。

衛生研究所では、平成27年度、野草の喫食による中毒を含む4件の自然毒による食中毒(疑い)について、機能強化のため導入した分析機器を用いて検査を実施し、その原因となる成分を迅速に同定した。

- 混入異物・異味・異臭の検査
県民から保健所等へ相談のあった混入異物、異味、異臭について、蛍光X線分析装置や赤外吸収分光光度計等により検査を実施し、原因を究明した。

- 食品の微生物検査
県内で販売されている国内産食品及び輸入食品615検体について、細菌数や大腸菌群等の微生物検査を実施した。弁当そう菜3検体が衛生規範に適合しなかった。

- 原発事故に伴う放射能検査
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、福島第一原子力発電所で事故が発生し、多量の放射性物質が環境中に放出され、現在も県内の環境試料や一部の農作物等から放射性セシウムが検出されている。衛生研究所では、環境部と連携し、空間放射線量率調査及び環境試料の放射能検査などを実施した。

また、県内産農産物、加工食品等県内流通食品の放射能検査を計画的に実施した。

- わかりやすい情報の提供
埼玉県では「埼玉県食の安全県民会議」等を開催し、県民の意見を施策へ反映させている。また、リスクコミュニケーション、インターネットやパンフレット等による情報提供や監視指導計画の実施状況について県ホームページ等で公表している。

衛生研究所では、ホームページを適宜更新し、最新の情報を提供している。また、厚生労働省からの委託研究である「残留農薬一日摂取量調査」では、測定結果を毎年、厚生労働省へ報告することにより、日本人全体の調理済食品からの農薬摂取量の推定に寄与している。

- 危険ドラッグ及び健康食品の検査
脱法ハーブなどと呼ばれている危険ドラッグの使用による事件・事故が多発し大きな社会問題になっている。

また「いわゆる健康食品」に含まれる医薬品成分の摂取による健康被害が懸念されている。

県では健康被害の未然防止の観点から、危険ドラッグ及び「いわゆる健康食品」中の指定薬物及び医薬品成分等の買上品若しくは任意提出品の検査を実施した。

危険ドラッグの検査では36検体中、13検体から医薬品医療機器等法に基づく無承認無許可医薬品成分が5成分(うち2検体1成分は買上時は未規制)、5検体から埼玉県条例に基づく知事指定薬物が1成分(当該成分は買上時は未規制)、それぞれ検出された。

「いわゆる健康食品」の検査では強壮・痩身を目的とした80検体について、無承認無許可医薬品成分の検査を実施した。